

東京拠点 公募型プロポーザル 実施要綱

1. 目的

令和8年10月1日から、岸和田市の首都圏における情報収集・情報発信、シティープロモーション、関係機関との連絡調整等を行う東京拠点を開設するに当たり、必要な人的・物的資源及び専門的知見を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- ・業務の名称
岸和田市東京拠点運営業務
- ・業務の内容
別添「岸和田市東京拠点運営業務委託仕様書」のとおり
- ・委託期間
契約締結日から令和11年3月31日まで
- ・委託上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 固定費分 5,000,000円 成果連動費分 0円

令和9年度 固定費分 10,000,000円 成果連動費分 0円

令和10年度 固定費分 10,000,000円 成果連動費分 1,000,000円

最終年に効果検証を実施し、実績報告を提出すること。実績報告の内容により成果報酬1,000,000円の支払いを行う。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、応募書類等の提出期日時点において、以下のすべての要件を満たすものとする。なお、応募書類等の提出後に要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があつ

た場合については、この限りでない。

- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書の提出期限の日から受注候補者の選定までの期間に岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

4. スケジュール

- ・実施要綱等の公表：令和8年7月10日（金）
- ・質問事項の締切：令和8年7月17日（金）正午
- ・質問事項への回答：令和8年7月24日（金）
- ・応募書類提出期限：令和8年7月31日（金）必着
- ・1次審査結果通知：令和8年8月5日（水）
- ・プレゼンテーション審査：令和8年8月19日（水）
- ・結果通知発送：令和8年8月25日（火）
- ・委託契約の締結：令和8年9月4日（金）まで [予定]
- ・東京拠点開設：令和8年10月1日（木）
※質問、応募書類等は実施要綱等の公表日から提出可能とする。
※プレゼンテーション審査の詳細な時間及び開催場所については、申請者へ別途連絡をする。

5. 質問の受付

- ・本要綱の内容に不明点がある場合は、事務局まで質問票（様式3）を電子メールにて提出。（メールアドレス）seichou@city.kishiwada.lg.jp
- ・提出期限：令和8年7月17日（金）正午
- ・回答方法：令和8年7月24日（金）までに市ホームページに回答を掲載し、個別には回答しない。

6. 参加手続

(1) 応募書類の種類

- a. 参加表明書（様式1） 1部
 - b. 事業者概要書（様式2） 1部
 - c. 法人の登記事項証明書 1通
 - d. 法人税、消費税・地方消費税の納税証明書 1通
 - e. 法人市民税の完納証明書（岸和田市内に事業所を有する場合） 1通
 - f. 企画提案書（任意書式） 正本1部 副本8部
 - ・別添評価基準に基づく業務内容について、具体的な実施方法等を提案すること。
 - ・業務スケジュール、業務推進体制、進行管理体制（担当者の氏名及び連絡先を含む）を明記すること。
 - g. 価格提案書（参考様式） 正本1部 副本8部
 - ・年度別及び費用別の内訳を明記し、本業務の遂行に必要な一切の経費を含めること。
 - h. 誓約書（様式5）
 - i. 質問票（様式3）※必要な場合のみ
 - j. 辞退届（様式4）※必要な場合のみ
- ※f・gの副本には事業者名及び提案者が特定又は識別できる商標、記号等を記載しないこと。

- (2) 提出方法：持参または郵送にて受け付ける。郵送の場合は配達記録が残る方法（特定記録郵便、簡易書留等）で送付すること。提出後の書類は返却しない。
（提出先）総合政策部 成長戦略課

電話 072-447-9493

メールアドレス seichou@city.kishiwada.lg.jp

(3) 提出期限：令和8年7月31日（金）必着

(4) 提出部数：正本1部、副本8部

副本8部は正本と同一のもので、審査に使用するため提案者が判別できるような記載等の該当箇所を黒く塗りつぶすこと。

7. 評価方法等

(1) 選定方法

審査は、1次審査及び2次審査により行う。1次審査の選定は、参加表明書及び企画提案書による書類審査を行う。なお、応募者が4者以上の場合は、事務局が選定します。2次審査は、企画提案書及びヒアリングにより審査を行う。

(2) 評価方法

1次審査は、参加表明書及び企画提案書において、本要綱「3. 参加資格」への該当状況及び企画提案書の内容について、別途定める評価基準に基づき、事務局にて上位3者を選定する。なお、基準点以上の者が3者に満たない場合はこの限りではない。

2次審査は、市職員で構成する選定委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーション審査の内容により、別途定める評価基準に従い、選定委員会にて審査を行う。

(3) 審査について

失格者を除いた者の内、(2)の総合点を踏まえて選定委員会で協議を行い、契約の相手方の候補者として選定する。

(4) 企画提案のプレゼンテーション

1次審査を通過した者には、プレゼンテーションに参加可能とする。

① 開催日時及び開催場所

・令和8年8月19日（水）

② 企画提案の所要時間

・プレゼンテーション 30分

・質疑応答 15分程度

③ 注意事項

プレゼンテーションでは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこと。企画提案書以外の資料等を用いた説明は不可とする。また、企画提案書にある責任者から説明を行うこととし、プレゼンテーションの出席者は各提案者とも、本件担当者となる者のうち、3名以内とする。

(5) 結果の通知

結果は、1次審査は令和8年8月5日（水）、2次審査は令和8年8月25日（火）にそれぞれ電子メールにて通知する。

(6) 選定結果の公表

審査結果の通知後、市のホームページにおいて下記の内容を公表します。

① 最優秀提案事業者の名称、採点結果の合計点及び提案額

② 最優秀提案事業者の選定理由

③ 全提案事業者の名称

④ 全提案事業者の採点結果の合計点

⑤ 審査委員の氏名

※応募が2者であった場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しません。

※③と④の対応関係は明らかにしません。

8. 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

※履行保証保険等証明書、契約保証金免除申請書を提出

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. 提案者の失格事由

・次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要綱に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が2. 業務概要に記載の委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

11. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

12. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式4）により、6.（2）あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者が措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。